

品川区家具類転倒等対策器具購入費助成要綱

制定 令和8年9月2日区長決定

要綱 第217号

(目的)

第1条 この要綱は、地震等の災害時における家具類の転倒等による被害を防止するため、家具類の転倒等防止対策を行う区民に対し、その費用の一部を予算の範囲内で助成することにより、区民の安全な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において家具類転倒等対策器具とは、家具類の転倒、落下または移動を防止するために設置する器具、および落下後にガラス飛散を防止するための器具であって、区長が適当と認めるものをいう。

(対象製品)

第3条 この要綱による助成金の交付対象は、区ホームページに記載する家具類転倒等対策器具の消費税・送料を含んだ購入費用とし、取付費、廃棄費その他の費用を含まないものとする。

(助成対象者)

第4条 助成対象者は、区内に住所を有し、現に居住する住宅に家具類転倒等対策器具を設置するものであって、その者の属する世帯について当該年度に本助成を受けていないものとする。

2 住民基本台帳上の世帯を基準とし、それ以外の場合は、別途審査するものとする。

3 一世帯の判断基準日はこの要綱の制定日とする。

(助成額および助成回数)

第5条 助成金の額は、家具類転倒等対策器具の購入費の2分の1以内とし、5,000円を限度とする。ただし、助成額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

2 助成は、同一世帯につき同一年度内に1回とし、予算の範囲内で行うものとする。なお、本助成金の申請にあたっては、「高齢者等の家具転倒防止対策助成（高齢者の家具転倒防止対策助成要綱（令和7年品川区要綱第42号））」との併用はできないものとする。

(指定業者)

第6条 区長は、区があっせんする家具類転倒等対策器具の取扱業者として社会福祉法人東京コロニー東京都葛飾福祉工場を指定する。（以下「指定業者」という。）

（申請期日等）

第7条 家具類転倒等対策器具を購入し、助成金の交付を受けようとする者は、区長へ申請書を提出しなければならない。なお、期日は別に区長が定める日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、予算上限に達した場合は、指定業者が家具類転倒等対策器具購入の注文を受理した順番をもって助成金の受付を終了する。なお、助成金の受付終了後に届いた申請書は無効とする。

（申込み方法等）

第8条 家具類転倒等対策器具の購入希望者は、住所・氏名・電話番号・購入品名・数量を記載し、ハガキ、FAX または電子メールで指定業者へ申し込むものとする。なお、指定業者への購入申込みおよび商品の購入は、助成金の交付を保証するものではない。第12条の審査の結果、不交付となった場合の購入費用は、申込者の負担とする。

2 指定業者は、購入希望者から購入の申し込みを受けたときは、申し込み内容を確認するとともに、当該内容を区へ報告することとする。

（納品時期と納品方法）

第9条 指定業者は、家具類転倒等対策器具の購入申し込みを受けたら速やかに申込者の住所に家具類転倒等対策器具を納入（以下「納品」という。）するものとする。

（代価請求等）

第10条 指定業者は、納品に際し現品と引き替えに家具類転倒等対策器具の代価を受領しその領収書を発行するものとする。

2 指定業者は、前項で代価を受領した申込者情報を速やかに区へ提供するものとする。

（交付申請等）

第11条 助成金の交付を受け、請求しようとする者は、次に掲げる書類を区長に提出しなければならない。

- （1）家具類転倒等対策器具購入費助成金交付申請兼請求書（第1号様式）
- （2）その他区長が必要と認める書類

（交付決定等）

第12条 区長は、前条の申請があったときは内容を審査し、適当と認めるときは助成金の交付を決定し、不適当と認めるときは助成金の不交付を決定するものとし、交付を決定

した者に対しては家具類転倒等対策器具購入費助成金交付決定通知書（第2号様式）を通知し、不交付を決定した者に対しては家具類転倒等対策器具購入費助成金不交付決定通知書（第3号様式）を通知するものとする。

（助成金の支払い）

第13条 助成金は、前条の規定により助成金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）に対して、家具類転倒等対策器具購入費助成金交付申請兼請求書に記載の申請者が指定する口座に振り込む方法により交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第14条 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定を取り消すことができる。

（1）偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

（2）その他区長が必要と認めたとき。

2 区長は、前項の規定により助成金の交付決定を取消したときは、家具類転倒等対策器具購入費助成金交付取消通知書（第4号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第15条 区長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、家具類転倒等対策器具購入費助成金返還請求書（第5号様式）により、助成決定者に対して期限を定め、その返還を求めるものとする。

（委任）

第16条 この要綱に定めるほか、助成金の交付に関し必要な事項は、防災まちづくり部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年9月2日から適用する。

第1号様式（第11条関係）

品川区長 あて

年 月 日

申請者氏名
住所
電話 ()

家具類転倒等対策器具購入費助成金
交付申請 兼 請求書

品川区家具類転倒等対策器具購入費助成金の交付を、以下のとおり申請します。なお、交付決定がされた場合においては、当該交付決定額を請求します。
本申請の審査にあたり、申請者の住民基本台帳を確認することについて同意します。

項目	金額	備考
助成対象経費額	円	家具類転倒等対策器具購入に要した 全額を記入
交付申請兼請求額	円	5,000円を上限に、助成対象経費額の 1／2の金額を記入

注 意 事 項	(1)本助成金は同一年度内に複数回申請することはできません。 (2)業者からの情報提供に基づき金額を決定しているため、助成金額の変更を行うことはできません。 (3)購入に要する経費の半分のうち、端数が生じた場合は申請者負担とし、それを差し引いた額で助成を行います。 (4)取付・廃棄費用は助成対象となりません。 (5)区の予算を超過した時点で本年度の事業は終了します。 (6)交付申請兼請求書の最終提出期限は区HPをご確認いただき、期限前に必ずご提出ください。（必着）	確 認 済 ☐
------------------	---	---

金融機関名・コード		支店名・コード	
銀行・農協 信用金庫・信用組合		店 出張所	
普通・当座	口座番号		
フリガナ			
口座名義			

第2号様式（第12条関係）

号
年 月 日

様

品川区長

家具類転倒等対策器具購入費助成金
交付決定通知書

年 月 日付で申請書が提出された家具類転倒等対策器具購入費助成金については、品川区家具類転倒等対策器具購入費助成要綱第13条に基づき、下記のとおり交付することおよび助成金額を決定しましたので通知します。

記

助成金決定額

項目	金額	備考
助成金額	円	上限5,000円

担当部署：

担当者：

問い合わせ先：

第3号様式（第12条関係）

号
年 月 日

様

品川区長

家具類転倒等対策器具購入費助成金
不交付決定通知書

年 月 日付で申請書が提出された家具類転倒等対策器具購入費助成金について、下記の理由により不交付とすることを決定しましたので通知します。

記

1 助成金を不交付とする理由

担当部署：

担当者：

問い合わせ先：

第4号様式（第14条関係）

号
年 月 日

様

品川区長

家具類転倒等対策器具購入費助成金
取消通知書

年 月 日付申請のあった家具類転倒等対策器具購入費助成金について、下記理由により取消しましたので通知いたします。

理由	
----	--

担当部署：
担当者：
問い合わせ先：

第5号様式（第15条関係）

号
年 月 日

様

品川区長

家具類転倒等対策器具購入費助成金
返還請求書

品川区家具類転倒等対策器具購入費助成要綱第16条の規定に基づき、
次のとおり助成金の返還を請求します。

1. 助成金返還請求額

円

2. 返還方法

別添え納入通知書により金融機関へ納付してください。

3. 返還期限

年 月 日 （ ）

担当部署：

担当者：

問い合わせ先：